

第Ⅳ編 一般災害復旧・復興計画

第1章 災害復旧・復興の基本方針

【体制】

計 画 項 目	主な担当課など	支援課など
災害復旧・復興の基本方針	☐ 総務課危機管理室	☐ 全課

～基 本 方 針～

東日本大震災は、地震と大津波による広域かつ大規模な激甚災害となった。このような大規模な災害が発生した場合においては、多数の人命はもとより、膨大な財産や社会資本が失われることが想定される。こうした場合に最も急務とされるのは、甚大な災害により住み慣れた住居や財産を失った被災者の生活再建と地域社会の再構築である。

そのため、町は、被災者の生活再建および経済の復興を基本として、次に掲げる事項について留意しながら、国や県等の関係機関と連携しつつ、迅速かつ円滑な復旧・復興を図っていくものとする。

- (1) 被災者が安心して日常生活を送れるよう、生活の早期安定のためのきめ細かな支援を行う。
- (2) 被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指す。さらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図る計画的な復興を目指すことについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。必要な場合は、これに基づいた復興計画を作成する。
- (3) 被災地の復旧・復興は、住民の意向を可能な限り尊重しつつ、町が主体的に取り組むとともに、国・県から支援を受けるという役割分担のもと、協働して計画的に行う。その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、高齢者、障がいのある人等の要配慮者の参画を促進するものとする。
- (4) 災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るものとする。

第2章 災害復旧事業の推進

第1節 災害復旧事業計画

【体制】

計 画 項 目	主な担当課など	支援課など
災害復旧事業計画	☐ 総務課危機管理室	☐ 全課

～基本方針～

大規模災害発生後の緊急に実施すべき災害応急対策について、一定の目途が立った後、被災施設の復旧に当たっては原状復旧を基本としつつも、再度災害の発生防止等の観点から可能な限り改良復旧に努める。

なお、災害復旧事業の推進に当たり、特に技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。

また、国や県等が実施する災害復旧事業等の実施に関しては、町は地域の安全・安心の早期確保の観点から、積極的にこれに協力するものとする。

第1. 復旧事業計画

被災施設の復旧に当たっては、町は被災施設の重要度、被災状況等を勘案のうえで、災害復旧事業計画を策定して早期に適切な復旧を図るものとする。

1. 公共土木施設災害復旧事業計画

- (1) 河川、砂防、治山、道路、橋梁施設等について災害発生の原因を追及し、関係機関との総合的な連携のもとで迅速かつ適切な復旧事業を実施する。さらに復旧事業を要する施設の新設や改良等を併行して行うことにより、再度災害を防止する。
- (2) 豪雨や地震等に伴う地盤の緩みや施設の損傷などにより、土砂災害や浸水の危険性が高まっている箇所や区域については、町は、関係機関と連携して、二次災害防止の観点から警戒避難体制の早期構築や災害防止対策に努めるものとする。

2. 農林水産業施設災害復旧事業計画

- (1) 農地、農業用施設、林業用施設および共同利用施設の復旧については、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）に基づき、関係機関との総合的な連携のもとで迅速に復旧事業が実施されるように努めるものとする。
- (2) 災害復旧のみでは将来、復旧施設が再度災害をこうむるおそれがある場合には、復旧施設またはこれに関連する施設を改良するため、災害復旧事業と併せて行う災害関連事業により、再度災害の防止に努めるものとする。

- (3) 事業主体は、原則として町、農業協同組合、森林組合等であるが、必要に応じて復旧事業の推進について県等の技術的な指導を受ける。
- (4) 被害規模が大きく、復旧について町事業範囲をはるかに超える場合や、特殊な技術を要する場合には、町はその実状に応じ県営事業とするよう県に対し要請する。

3. 都市施設災害復旧事業計画

- (1) 都市計画区域における街路、公園、下水道等の災害、市街地における土砂堆積等について、災害復旧や堆積土砂の除去等をすみやかに行うことにより民生の安定を図り、公共の福祉を確保する。
- (2) 復旧事業の展開に際しては、都市環境の整備、都市の防災構造化の推進を図る。

4. 公営住宅災害復旧事業計画

住民の生活の安定を図るため、公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）の規定に基づき、迅速かつ的確な公営住宅や共同施設の建設または補修を進める。

5. 公立文教施設災害復旧事業計画

- (1) 児童、生徒に対する正常な教育を実施するため、迅速かつ的確な教育施設等の復旧に努める。
- (2) 再度の災害防止のため、災害発生要因を検討し、建築物の不燃化や構造の堅牢化、防災対策施設の設置等を検討する。
- (3) 被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図る。

6. 社会福祉および児童福祉施設災害復旧事業計画

- (1) 施設の性格から、緊急かつ迅速に復旧する必要があるため、国、県その他関係機関からの補助・融資を促進しつつ迅速な復旧対策を行う。
- (2) 再度災害の発生を防止するため、施設の設置場所、構造その他防災施設等について十分に検討する。

7. 医療施設災害復旧事業計画

住民健康状況を向上させ、かつ公衆衛生面での向上を図るため、迅速かつ適切な復旧計画を策定し、早期復旧を図る。

8. 公営企業災害復旧事業計画

住民および社会経済に与える影響を勘案して早期復旧を図る。

9. 公用財産災害復旧事業計画

行政的、社会的な影響を勘案して早期復旧を図る。

10. ライフライン・交通輸送機関災害復旧事業計画

住民の日常生活と密接な関係があるので早期復旧を図るとともに、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。

11. 文化財災害復旧事業計画

文化財は国民の貴重な財産であることに鑑み、迅速かつ適切な復旧を促進する。

12. 復旧・復興事業からの暴力団排除活動

警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

第2節 激甚災害の指定

【体制】

計 画 項 目	主な担当課など	支援課など
激甚災害の指定	☐ 総務課危機管理室	☐ 全課

～基 本 方 針～

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号。以下、「激甚法」という）は、著しく激甚である災害（以下、「激甚災害」という。）が発生した場合における地方公共団体に対する特別の財政援助または被災者に対する特別の助成措置について規定している。

激甚災害が発生すると、被災地は壊滅的な打撃をこうむり、応急措置や災害復旧に要する経費が過重になるうえに、被災者も復興意欲を失うほど疲弊することが予想される。

従って、大規模な災害が発生した場合には、町は、応急措置と災害復旧を迅速かつ適切に行うため、早期に激甚法に基づいた財政援助および助成措置を受けることとする。

第1. 激甚災害の指定

1. 激甚災害の指定手順

激甚法第 2 条では、「国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ当該災害による地方財政の負担を緩和し、または被災者に対する特別の助成を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合には」、内閣総理大臣が中央防災会議に諮ったうえで、政令によりその災害を「激甚災害」として指定することとなっている。

激甚災害としての適否およびどの措置を適用するかについての具体的な判断基準については、中央防災会議の「激甚災害指定基準」（昭和 37 年 12 月 7 日中央防災会議決定）または「局地激甚災害指定基準」（昭和 43 年 11 月 22 日中央防災会議決定）による。

激甚災害が発生すると、関係省庁が所管事項についての被害額等を把握して被害状況を取りまとめ、激甚災害としての該当適否、適用措置等について政府原案が作成される。これを中央防災会議に諮ったうえで閣議を経て、政令が公布、施行されることとなる。

2. 激甚災害に関する調査報告

町は、町域で災害が発生した場合には、災害対策基本法第 53 条第 1 項の規定により、すみやかにその被害状況等を取りまとめて県に対して報告を行う。

3. 激甚災害に係る財政援助措置

災害対策基本法に規定する激甚災害が発生した場合には、町は、災害による被害状況をすみやかに調査し、その実状を把握して県に対して報告したうえで、早期に激甚災害の指定を受け、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう努める。

(1) 公共土木施設災害復旧事業（激甚法第3条）

「表Ⅳ.1.1 公共土木施設災害復旧事業（激甚法第3条）」は資料編参照

(2) 堆積土砂及び湛水排除事業（激甚法第3条）

「表Ⅳ.1.2 堆積土砂及び湛水排除事業（激甚法第3条）」は資料編参照

(3) 農林水産施設災害復旧事業

「表Ⅳ.1.3 農林水産施設災害復旧事業【農林水産施設その1】」は資料編参照

「表Ⅳ.1.4 農林水産施設災害復旧事業【農林水産施設その2】」は資料編参照

(4) 中小企業に関する特別の助成

「表Ⅳ.1.5 中小企業に関する特別の助成」は資料編参照

(5) その他の財政援助及び助成

「表Ⅳ.1.6 その他の財政援助及び助成」は資料編参照

第3章 被災者等の生活再建等の支援

第1節 被災者等の生活再建等の支援の基本方針

【体制】

計 画 項 目	主な担当課など	支援課など
被災者等の生活再建等の支援の基本方針	□福祉課	□全課

～基 本 方 針～

災害時には、多くの人が罹災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険にさらされ、地域社会が混乱に陥る可能性があり、速やかな災害復旧を妨げる要因となる。そのため、災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として、民生安定のための緊急措置を講ずるものとする。

なお、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みに加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。

県及び町は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害の程度の認定や罹災証明書の交付の体制を確立し、速やかに、住宅等の被害の程度を認定し、被災者に罹災証明を交付するよう努めるとともに、積極的な被害者台帳の作成および活用を図るものとする。住家等の被害の程度を調査する際は、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局が、非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実現できるよう努めるものとする。

町は、平常時から、被災者支援を担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

なお、町は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、体制の整備等を図るよう努めるとともに、被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際に、同法の趣旨を踏まえ、独自の支援措置を講じることができるよう、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

第2節 罹災証明書の発行

【体制】

計 画 項 目	主な担当課など	支援課など
第1 罹災証明書の交付体制の確立	☐ 総務課危機管理室	☐ 全課
第2 罹災証明書の発行	☐ 総務課危機管理室	☐ 全課

～基 本 方 針～

罹災証明書は、被災者の応急的な救済を目的とする災害救助法による各種施策や町税の減免等を実施するに当たって必要とされる家屋の被害程度について、災害対策基本法第90条の2に基づき町長が確認できる程度の被害について証明をするものである。このため、町は、災害の被災者から申請があったときは、その災害による被害戸数等に関わらず、遅滞なく、住家の被害その他町が定める種類の被害の状況を、建築担当職員を中心に調査し、当該災害による被害の程度を証明する罹災証明書を交付するものとする。

また、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、被害状況調査について専門的な知識及び経験を有する職員の育成、罹災証明書の交付に関する規程や様式の準備、関係職員が事務処理に当たって参照できる簡便なマニュアルの作成、他の地方公共団体又は民間団体との連携の確保、応援の受入れ体制の構築その他必要な措置を講じるよう努めるものとする。

第1項 罹災証明書の交付体制の確立

第1. 罹災証明書の交付体制の確立

町は、災害弔慰金、災害障害見舞金を含めた各種の支援措置を早期に実施するために、総務課危機管理室を中心に、発災後の早期に罹災証明書の交付体制を確立して被災者に対する罹災証明書を遅滞なく交付するものとする。

なお、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、被害状況調査について専門的な知識及び経験を有する職員の育成、罹災証明書の交付に関する規程や様式の準備、関係職員が事務処理に当たって参照できる簡便なマニュアルの作成、他の地方公共団体又は民間団体との連携の確保、応援の受入れ体制の構築その他必要な措置を講じるよう努める。また、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

第2項 罹災証明書の発行

第1. 罹災証明書の発行

1. 罹災証明書の対象

罹災証明書は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた家屋について次の項目について証明を行う。

- (1) 全壊、流失、半壊、一部破損、床上浸水、床下浸水
- (2) 火災による全焼、半焼、水損

2. 罹災証明を行う者

罹災証明書は、災害対策基本法第90条の2に基づき、証明の対象となる家屋が所在する町長が行う。

ただし、火災その他消防に関係のある災害についての罹災証明に関しては消防本部が定める規程に基づき消防長が行う。

3. 被害家屋の判定基準（上記1.に係るもの）

罹災証明書を発行するに当たり、家屋被害の判定に関しては「災害の被害認定基準について」（平成13年6月28日府政防第518号内閣政策統括官（防災担当）通知）を基本とし、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（平成25年6月・内閣府）等も参考として行うものとする。

4. 罹災証明書の発行

罹災証明書は、被災者の応急的な救済を目的とする災害救助法による各種施策や、町税の減免等を実施するに当たり必要とされる家屋の被害程度について、災害対策基本法第90条の2に基づき町長が確認できる程度の被害について発行する。

「図Ⅳ.1.1 罹災証明書の発行手続きの流れ」は資料編参照

1) 被害家屋調査の準備

町は、被害状況の速報をもとにして次の準備を行う。

① 建築技術関係者を中心とした調査員を確保する。

なお、職員のみでは対応ができないと判断した場合には、近隣市町および民間の建設団体並びに災害ボランティア等へ支援協力を要請する。

② 調査担当地区と担当調査員の編成表を作成する。

③ 調査票、地図、携帯品等の調査備品を準備するとともに車両等の手配を行う。

2) 被害家屋調査の実施

① 調査期間

初回の被害家屋調査は、災害発生後概ね1か月以内に実施するものとする。

なお、再調査は判定に不服のある家屋については、被災者からの申し出に基づいて再度家屋調査を実施する。

② 調査方法

被害家屋を対象に2人1組で外観目視による調査を実施する。

なお、再調査は1棟ごとの家屋内部への立入調査により実施する。

3) 罹災台帳の作成

固定資産税の課税台帳をもとに、罹災証明書発行に必要な被害情報等を入力して、罹災台帳を作成する。

4) 再調査の申し出と再調査の実施

被災者は、罹災証明書の判定に不服がある場合および物理的に被害調査ができなかった家屋について、やむを得ない事情と認められる場合を除いて、災害発生日から3ヶ月以内であれば再調査の実施を申し出ることができるものとする。

被害調査は、申し出のあった家屋に対して迅速に再調査を行い、判定結果を被災者に連絡するとともに、必要に応じ罹災台帳を修正して罹災証明書を発行する。

なお、判定が困難なものについては、必要に応じ判定委員会を設置して判定委員会の意見を踏まえ、町長が最終的に判定する。

5) 罹災証明に関する広報

罹災証明書の発行および再調査の受付を円滑に行うため、罹災証明に関する相談窓口を設置するとともに、町広報紙や町ホームページ等により被災者に対して周知を徹底する。

第3節 被災者台帳の整備

【体制】

計 画 項 目	主な担当課など	支援課など
第1 記載事項	☐ 総務課危機管理室	☐ 総務課 ☐ 企画課 ☐ 全課
第2 情報の収集	☐ 総務課危機管理室	☐ 総務課 ☐ 全課 ☐ 消防本部
第3 台帳情報の利用	☐ 総務課危機管理室	☐ 総務課 ☐ 全課
第4 台帳情報の提供	☐ 総務課危機管理室	☐ 総務課 ☐ 全課

～基本方針～

町長は、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎となる台帳（以下「被災者台帳」という。）を作成するものとする。

第1. 記載事項

被災者台帳には、被災者に関する以下の事項を記載し、又は記録する。

- 1 氏名
- 2 出生の年月日
- 3 性別
- 4 住居又は居所
- 5 住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況
- 6 援護の実施の状況
- 7 要配慮者であるときは、その旨および要配慮者に該当する事由
- 8 電話番号その他の連絡先
- 9 世帯の構成
- 10 罹災証明書の交付の状況
- 11 町長が台帳情報を町以外の者に提供することに本人が同意している場合には、その提供先
- 12 11の提供を行った場合は、その旨および日時
- 13 被災者台帳の作成に当たって行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者の個人番号
- 14 その他被災者の援護の実施に関し町長が必要と認める事項

第2. 情報の収集

- (1) 町長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- (2) 町長は、被災者台帳の作成のため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。

第3. 台帳情報の利用

町長は、町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するときは、被災者台帳に記載し、又は記録された情報（以下「台帳情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用することができる。

第4. 台帳情報の提供

- (1) 町長は、以下のいずれかに該当すると認める時は、被災者台帳に記載し、又は記録された情報（以下「台帳情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために提供することができる。
 - 1) 本人（台帳情報によって識別される特定の個人をいう。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
 - 2) 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供される情報を利用するとき
- (2) (1)の場合、提供を受ける者は、以下の事項を記載した申請書を町長に提出しなければならない。
 - 1) 申請者の氏名および住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地）
 - 2) 申請対象の被災者を特定するために必要な情報
 - 3) 提供を受けようとする台帳情報の範囲
 - 4) 提供を受ける台帳情報に申請者以外の情報が含まれる場合は、その使用目的
 - 5) その他、台帳情報の提供に関し町長が必要と認める事項
- (3) 町長は、台帳情報の提供に関する申請があった場合、当該申請が不当な目的によるものと認める時又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、第1の13の情報を除き、当該申請に関する台帳情報を提供することができる。

第4節 生活相談

【体制】

計 画 項 目	主な担当課など	支援課など
第1 生活相談	☐ 福祉課	☐ 全課
第2 女性のための相談	☐ 住民課人権男女共同参画室	☐ 子育て・健康課 ☐ 総合保健福祉センター ☐ 福祉課

～基 本 方 針～

災害時には多くの住民が罹災し、住居や家財の喪失、経済的な困窮あるいは生命の危険にさらされ地域社会が一時的な混乱に陥る可能性があり、すみやかな災害復旧または復興を妨げる要因となる。そのため、町は、災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として、民生安定のための措置を迅速に講じるものとする。

第1項 生活相談

大規模な災害の発生等により、住民からのさまざまな問い合わせや要望等に対応するため、町は次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 被災者のための相談所を設け、苦情や要望事項等を聴取し、必要に応じ広報車等により被災地を巡回するなどして移動相談を行う。災害相談窓口については、関係各課から担当者をあて、対応班を編成し、行方不明者等の問い合わせの受付、罹災証明書、税の減免、仮設住宅への入居申請、住宅応急修理の相談、医療相談、生活相談等を受けつける。さらに、災害により生じる法律上の問題や住宅応急修理等の専門的問題に対処するために弁護士会、建設協力会等に対して協力を要請する。
- (2) 国や県をはじめとする関係機関からの支援情報を収集・総括し、また、必要な情報を関係機関に提供する。町の相談窓口では、町による対策のみではなく、総合的な観点での情報の提供や的確な該当窓口へ誘導するなどして、丁寧な対応に努める。また、他市町村に避難した被災者に対しても、本町と避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するよう努めるものとする。

第2項 女性のための相談

災害により生じた女性特有の問題について、その相談に応じるため、町は、次に掲げる処置を講じる。

- (1) 指定一般避難所等において、女性特有の問題に関する相談を受けるため窓口を設置する。
- (2) 県が行う電話相談の実施や、県の京築保健福祉環境事務所等との共同による指定一般避難所等の必要な場所への女性相談員や保健師の派遣など、女性のための相談について協力する。

第5節 雇用機会の確保

【体制】

計 画 項 目	主な担当課など	支援課など
雇用機会の確保	□交通商工課	□総務課危機管理室 □農政課 □福祉課 □総務課 □住民課

～基 本 方 針～

町は、災害により被害を受けた住民が、その災禍による痛手からすみやかに再起・更生できるよう、被災町域の事業所に対する雇用継続に関する要請および被災による離職者に対する再就職の斡旋（あっせん）等を定めることにより被災者の生活を確保していく。

第1. 雇用対策

- (1) 町は、被災事業所の雇用維持あるいは被災者の職業斡旋（あっせん）について、福岡労働局および県に対する要請措置等の必要な対応について、被災者生活再建計画として平常時から確立しておき、災害復旧対応から復興対応へと移行していく際に、遅滞なく雇用対策を推進するように努める。
- (2) 町並びに国（福岡労働局）と県（労働政策課）は、相互協力して災害により被災を受けた事業所の把握に努めるとともに、被災地域を管轄する出先機関の長を通じ、あるいは関係団体の協力を得るなどして雇用の継続した維持について要請し、労働者の雇用安定を図る。

第6節 義援金、災害弔慰金等

【体制】

計 画 項 目	主な担当課など	支援課など
第1 義援金品の受付および配分等	□福祉課	□総務課 □財政課 □住民課 □苅田町社会福祉協議会
第2 災害弔慰金等の支給	□福祉課	□財政課 □会計課 □住民課

～基 本 方 針～

災害時には国内、国外から多くの義援金品が送られてくることが予想される。

町は、これらの受け入れ体制を早期に確立するとともに、り災者あてに寄託された義援金品の配分および義援品を提供する場合には、次により行うものとする。

第1項 義援金品の受付および配分等

被災していない一般住民および国内外の他市町村等から、り災者に寄託された義援金品の配分については、次により行う。

第1. 義援金品の募集・受付

町は、平常時から災害時における義援金品の受付についてあらかじめ計画しておき、義援金品の受付方法や配分に関する規程を策定しておく。

また、福祉課は、義援金品の受付に当たり、義援金品を送付または持ち込んだ相手に謝意を伝えるとともに、その氏名や住所（匿名を希望する者はその意思を優先する）並びに寄託内容等について台帳としてとりまとめ、義援金品の紛失等が起こらないようその保管や管理について徹底する。

なお、義援品の募集に当たっては、被災住民の要望等を的確に把握し、食料、生活物資の供給計画との整合を図り、時機を逸することなく行うものとし、受入れを希望するもの・希望しないものを把握し、そのリスト及び送り先を公表するよう、また、現地の需給状況を勘案し、リストを逐次改定するよう努める。また、物資については、企業等からの大口の物資調達を基本とし、個人からの小口の義援物資については、原則として受け取らないこととし、義援金での支援に理解を求めることを周知することも考慮する。

第2. 義援金品の配分および輸送

1. 義援金品の配分方法

町は、県知事または日本赤十字社から寄託された義援金品について、日赤奉仕団など各種団体の協力を得て被災者に遅滞なく配分する。

2. 義援金品の配分

町に寄託された義援金品の配分は、次の基準により義援金品配分委員会を開催のうえで決定するが、配分委員会が特に必要があると認めた場合においては、この基準によらないことができる。

(1) 配分対象および基準（配分比率）

1) 義援金（※床上浸水世帯を1とする）

死者（行方不明で死亡と認められるものを含む）	10
重傷者（3か月以上の治療を要する見込みの者）	5
重傷者（1か月以上3か月未満の治療を要する見込みの者）	3
全壊全焼流失世帯	10
半壊半焼世帯	5
一部損壊世帯	1
床上浸水世帯	1

（出典：福岡県地域防災計画 義援金品の配当基準）

2) 義援品（床上浸水世帯を1とする。）

指定一般避難所における緊急性、必要性に応じて配分を決定する。なお、指定一般避難所への配分を決定するに当たっては、緊急性を要すること、また、個人へ配分するものではないことから、義援金品配分委員会における決定は不要とすることができる。

(2) 配分の方法

町災害対策本部が設置されているときには、総合指令班が中心となり資材物資班と要配慮者支援班が配分の対応を行い、町災害対策本部が設置されていないときには、福祉課が関係各課と連携して対象者等へ配分する。

(3) 義援金品配分委員会の構成

義援金品配分委員会は、次に掲げる者その他義援金品の配分に関し適当と認める者をもって構成する。

- 1) 各班長
- 2) 副班長
- 3) その他班長が選任した者

第3. 義援金の保管等

町は、義援金の保管場所や出納方法等について、あらかじめ計画を策定しておく。

また、義援金の保管に当たっては紛失等が発生しないよう金庫の管理や金融機関からの支援を受けるほか、その出納については福祉課長または財政課長、あるいは両課長が指名する町職員（責任者代理）が立ち会うなど、義援金の出し入れの管理を徹底するものとする。

第2項 災害弔慰金等の支給

町は、「荻田町災害弔慰金の支給等に関する条例」（昭和 62 年 7 月 6 日条例第 17 号）等の定めるところにより、災害弔慰金、災害障害見舞金、災害見舞金等について、その条例の主旨に則り、遅滞なく被災者へ災害弔慰金等を支給するものとする。

「第Ⅱ編 3 荻田町災害弔慰金の支給等に関する条例」は資料編参照

「第Ⅱ編 4 荻田町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則」は資料編参照

第1. 災害弔慰金

災害弔慰金の支給基準並びに支給額等については、以下のとおりである。

「表Ⅳ. 1. 7 災害弔慰金」は資料編参照

第2. 災害障害見舞金

災害障害見舞金の支給基準並びに支給額等については、以下のとおりである。

「表Ⅳ. 1. 8 災害障害見舞金」は資料編参照

第3. 災害見舞金の支給

町域で発生した災害（災害救助法による救助の行われる災害を除く。以下、「災害」という）により住宅に被害を受けた者に対して、町は「荻田町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 62 年 7 月 6 日）」並びに「荻田町災害弔慰金及び災害見舞金の支給に関する要綱（昭和 62 年 7 月 6 日、改正平成 11 年 10 月 5 日告示第 48 号）」に基づき、災害見舞金を次のとおり支給する。

「表Ⅳ. 1. 9 町条例に基づく災害見舞金」は資料編参照

第7節 生活資金の確保

【体制】

計 画 項 目	主な担当課など	支援課など
生活資金の確保	□福祉課	□総務課危機管理室 □住民課 □子育て・健康課 □財政課 □荏田町社会福祉協議会

～基 本 方 針～

災害により住居、家財等に被害を受けた者が生活の立て直し、自立助長のため必要となる資金の支給や貸付制度について、県、町および関係機関は、被災者に広く周知を図るとともに、これらの事務について適切かつ迅速に実施する。

町は、平常時から関係機関との連絡体制を確立しておき、発災後においてはすみやかに被災者の生活再建に向けた支援を開始する。

第1. 被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給

町は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対して、県が拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより被災者の生活再建を支援する。

町は、被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認および県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図ることとする。

「表Ⅳ.1.10 対象となる自然災害」は資料編参照

「表Ⅳ.1.11 支給対象世帯」は資料編参照

「表Ⅳ.1.12 支給条件」は資料編参照

「図Ⅳ.1.2 申請手続き」は資料編参照

第2. 生活福祉資金の貸付

災害救助法が適用されない程度の災害、又は「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付対象とならない程度の被害を受けた低所得者世帯等が生活を立て直すため、臨時に必要な経費等について、県社会福祉協議会が貸し付ける資金である。

災害の場合には、被災者に対する事業開始資金、事業継続資金および住宅資金の据置期間の延長の特例が設けられている。なお、申込みは荏田町社会福祉協議会が窓口となる。

「表Ⅳ.1.13 生活福祉資金貸付の対象者」は資料編参照

第3. 災害援護資金の貸付

災害救助法が適用された自然災害により、世帯主が負傷し、または住居もしくは家財に相当程度の被害を受けた世帯に対しては、町が「荏田町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和62年7月6日条例第17号、改正平成3年10月15日）」等に定めるところにより、生活の立て

直しに必要な資金を無利子もしくは低利率にて被災者へ貸し付ける。

本制度の詳細については、本編第4章第1節第1「災害援護資金の貸付」に示すとおりである。

第4. 母子父子寡婦福祉資金の貸付

母子および父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）に基づき、災害により被害を受けた母子家庭や父子家庭、寡婦に対し、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため母子父子寡婦資金の貸付を行う。

「表Ⅳ.1.14 母子父子寡婦福祉資金貸付の概要」は資料編参照

第8節 郵便事業特例措置

【体制】

計 画 項 目	主な担当課など	支援課など
郵便事業特例措置	☐ 日本郵便(株)	☐ 総務課 ☐ 住民課

～基 本 方 針～

災害が発生した場合に、日本郵便(株)は、災害の態様および公衆の被災状況等の被災地の実情に応じ、次のとおり郵便事業に係る災害特別事務取扱および援護対策を、迅速かつ的確に実施する。

町は、日本郵便(株)が実施する災害特別事務の内容や援護対策について、被災した住民をはじめとして、町民に対し広報並びに特例措置に関する内容周知を図るよう努める。

第1. 被災地あて救助用郵便物等の料金免除

災害時に、日本郵便(株)が公示したうえで、荻田郵便局長は被災者の救助などを行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会その他総務省令で定める法人または団体にあてた救助用物品を内容とする「小包郵便物」および救助用・見舞用「現金書留郵便物」について、その料金を免除する。

第2. 被災者に対する郵便葉書などの無償交付

災害救助法が発動された場合において、被災1世帯^当たり郵便葉書5枚および郵便書簡1枚の範囲内において無償で交付する。

なお、交付する場所は、日本郵便(株)が指定する支店とする。

第3. 被災者が差し出す郵便物の料金免除

被災者が差し出す郵便物（速達郵便および電子郵便を含む）の料金免除を実施する。

なお、取扱い場所は、日本郵便(株)が指定する支店とする。

第4. お年玉付郵便葉書寄付金の配分

被災者の救助を行う団体が、被災者に対して配布する救助物資を購入するために必要な費用にあてるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得たうえでお年玉付郵便葉書寄付金を配分する。

第5. 利用の制限および業務の停止

日本郵便(株)は、重要郵便物の送達の確保や交通途絶などの諸事情のため、やむを得ないと認められる場合には、郵便利用を制限し、または郵便業務の一部を停止することがある。

町は、これらの業務状況を町民に町広報紙や町ホームページ等を通じて周知する。

第9節 租税の徴収猶予・減免等

【体制】

計 画 項 目	主な担当課など	支援課など
第1 租税の徴収猶予・減免等	☐ 税務課	☐ 財政課 ☐ 総務課危機管理室 ☐ 住民課
第2 県税の減免等の措置	☐ 税務課	☐ 総務課危機管理室 ☐ 住民課
第3 国税の減免措置	☐ 税務課	☐ 総務課危機管理室

～基 本 方 針～

町は、被災者に対する町税の減免・申告、申請等の書類提出に関する期限延長・徴収猶予等について、町が定める条例等の規定に基づいて実施する。また、あわせてこれらの猶予・減免措置を行う場合においては、町広報紙や町ホームページ等で内容の周知を徹底し、税の徴収について不公平感をなくすよう努める。

第1項 租税の徴収猶予・減免等

第1. 町税等の徴収猶予・減免措置

震災、風水害、火災その他災害により被害を受けた者に対し、町は苅田町税条例（昭和30年条例第1号）および苅田町国民健康保険税条例（平成11年条例第11号）に規定する町税の減免の手続きおよびその取扱いについて、条例の主旨や取扱規則などに準拠し町の被災者に対する生活再建などを支援する目的で、次のような町税などの徴収猶予および減免措置を講じる。

1. 町税の申告、申請、納付、納入等の期限の延長

町は、災害により、町税の申告や申請あるいは納付や納入等を行うことができないと認められたときには、災害がおさまった日から納税者については2か月以内、特別徴収義務者については30日以内において、それぞれ期限を延長する。

2. 町税の徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者が町税を一時的に納付または納入することができないときには、町は申請に基づいて1年以内の延長を行うことができる（地方税法第15条）。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行うことができる。

町は、災害時においてこのような納税猶予措置があることについて、広く町民に周知し、被災地の復興と住民の生活基盤安定に資するよう努める。

3. 町民税の減免

町は、災害により被害を受けた納税義務者等の申請に基づき、町民税の減免を必要とすると認めた場合には、その被害の程度に応じて町民税額（災害が発生した日において、既に納期が経過している分を除く）を軽減し、または免除する。

4. 固定資産税の減免

町は、災害により被害を受けた納税義務者等の申請に基づき、固定資産税の減免を必要とすると認めた場合には、災害を受けた固定資産の損害の程度が2割以上の場合において、その損害の程度に応じて固定資産税額（災害が発生した日において、既に納期が経過しているものを除く）を軽減し、または免除する。

5. 軽自動車税の減免

町は、災害により被害を受けた納税義務者等の申請に基づき、軽自動車税の減免を必要とすると認めた場合には、軽自動車税額を免除する。

6. 国民健康保険税の減免

町は、災害により被害を受けた納税義務者等の申請に基づき、国民健康保険税の減免を必要とすると認めた場合には、その被害程度に応じて国民健康保険税額（災害が発生した日において、既に納期が経過しているものを除く）を軽減し、または免除する。

第2. 県税の減免等の措置

町は、住民が災害により被災した場合には、県の税務部署などと密に連絡しつつ、次のような県税の減免などの措置があることについて、その制度や内容を広く周知し、被災地の復興と住民の生活基盤の安定に資するよう努めるものとする。

1. 被災者に対する県税の申告、納税などの期限の延長

県は、納税義務者等が災害により、申告、申請、請求その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、その者の申請等により、災害がやんだ日から2月以内の期間を限り、その期限を延長する。

2. 被災者に対する県税の徴収猶予

県は、納税義務者等が災害により、財産に被害を受け、県税を一時に納付し、又は納入することができないと認める場合には、その者の申請により、1年以内の期間を限り、徴収を猶予する。また、やむを得ない理由があると認める場合には、さらに1年以内の期間を限り、徴収猶予の期間を延長する。

3. 被災者に対する県税の減免など

県は、納税義務者等が災害により著しく資力を喪失して納税困難のため必要があると認める場合には、その者の申請により、県税を減免する。なお、個人県民税については、町が個人市町村民税を減免した場合においては、その取扱いに準じて減免する。

(1) 個人事業税

被災した納税義務者の申請により、被災状況に応じて減免する。

(2) 不動産取得税

被災した家屋に代わるものと認められる家屋を取得した場合、被災状況に応じて減免する。

(3) 自動車税

所有する自動車が災害により相当のき損を受けた場合、被災状況に応じて減免する。

(4) 軽油引取税

軽油の代金および軽油引取税を受け取ることができなくなった場合、または徴収した軽油引取税額を災害により失った場合、その納入の義務を免除する。

(5) 産業廃棄物税

産業廃棄物税がすでに納入されているときは還付し、納入されていないときは納入義務を免除する。

(6) 宿泊税

徴収した宿泊税を災害により失った場合、特別徴収義務者の申請により、その宿泊税がすでに納入されているときは還付し、納入されていないときは納入義務を免除する。

第3. 国税の減免措置

国は、被災者への納税の緩和措置として、国税の徴収猶予等に関し次の措置を講じる。

(1) 申告等の期限延長

(2) 徴収猶予

1) 納期限未到来の場合の徴収猶予

2) 通常の場合の徴収猶予

3) 災害減免法に基づく徴収猶予等

(3) 減免措置

第10節 災害時の風評による人権侵害等を防止するための啓発

【体制】

計 画 項 目	主な担当課など	支援課など
災害時の風評による人権侵害等を防止するための啓発	☐ 住民課人権男女共同参画室	☐ 総務課危機管理室 ☐ 全課

～基 本 方 針～

災害時の風評による人権侵害・産業不振等を防止するため、積極的に広報・啓発等の措置を講ずるものとする。

広報・啓発の方法には次のものが考えられる。

- 1) インターネットによる情報提供
- 2) 風評被害対策用リーフレットの作成
- 3) 車内吊り広告
- 4) テレビ・ラジオ番組やテレビスポットの放映
- 5) 広報紙への掲載
- 6) 講演会の開催 等

第4章 経 済 復 興 の 支 援

第1節 金融措置

【体制】

計 画 項 目	主な担当課など	支援課など
金融措置	□福祉課	□交通商工課 □農政課 □財政課 □総務課

～基 本 方 針～

阪神淡路大震災や東日本大震災などの大規模な災害では、被災して死傷した者だけでなく、災害からかろうじて生命、身体を守れた者でさえも、建物倒壊や火災延焼あるいは大津波等により、今まで蓄えていた財産や資産を一瞬で失ってしまい、生活再建に対する気力や活力をなくしてしまう。現に、大規模な災害後に、自らの将来を悲観し命を絶った者も多数あり、地域の復旧・復興はこうした被災者がいかに災害渦から精神的に立ち直り、日々の生活を活力あるものとするかにかかっている。

町は、地域が災害により大きく被災した場合を常に想定して、平常時から被災後における地域の経済復興のあり方等をあらかじめ検討しておくとともに、被災した場合においては地域の復旧・復興を早期に進めていくため、次のような経済復興に向けた金融支援などについて関係機関と連携して推進していくものとする。

第1. 災害援護資金の貸付

災害救助法が適用された自然災害により世帯主が負傷し、または住居もしくは家財に相当程度の被害を受けた世帯に対して、町は、条例に基づいて被災した世帯主に対して生活の立て直しに資するために、一世帯当たり 350 万円以内で被害の程度、種類に応じた災害援護資金の貸付けを行う。これらの資金貸付けの財源については、国が 3 分の 2、県が 3 分の 1 をそれぞれの市町村に無利子で貸し付けることとなっている。

なお、災害援護資金貸付の概要については、町は平常時からこれらの制度について町広報紙や町ホームページ等を通じ広報を行い、制度の周知に努めるほか、災害時にはこれらの制度の問い合わせや利用に対して迅速に対応する。

「表Ⅳ.1.15 災害援護資金貸付の概要」は資料編参照

第2. 民間施設等の災害復旧資金の助成

災害により被害を受けた一般住民、中小企業者、農林漁業者およびその組織する団体に対する災害復興のための資金の融資については、次のとおりである。

1. 農林漁業復興資金

- (1) 天災融資法に基づく災害資金の貸付
- (2) 日本政策金融公庫の「農林水産事業」による復旧資金の貸付

2. 中小企業復興資金

組合金庫や各金融公庫は、被災者に対して災害の程度に応じ、その都度融資の条件を定める災害復旧貸付を行う。町はこれらの制度の活用について住民に広く周知するように努める。

- (1) 商工組合中央金庫の災害復旧資金貸付

被災中小企業者に対して、既存事業設備の復旧に必要な設備資金、災害の影響により生じた不足運転資金を用途とする災害復旧資金を貸付ける。

- (2) 日本政策金融公庫の「中小企業事業」による災害復旧資金貸付

被災中小企業者に対して、所定の条件により災害復旧貸付を行う。

- (3) 日本政策金融公庫の「中小企業事業」による措置

被災者に対して、必要であると認めたときには、次の措置をとることがある。

- 1) 債務者に対して償還期間を延長する。
- 2) あらたに借り受ける時は、据置期間や償還期間を延長する。
- 3) 閣議決定により利率を引下げる。
- 4) 所定の条件により災害貸付を行う。

第2節 流通機能の回復

【体制】

計 画 項 目	主な担当課など	支援課など
流通機能の回復	□交通商工課	□総務課危機管理室

～基 本 方 針～

本町は北九州市とともに福岡県北部地域における重要な交通結節点を形成しており、町域の被災は本町のみにとどまらず周辺地域に大きな影響を与えることが予想される。

東日本大震災でもサプライチェーン（物流や製品供給網）の寸断が被災地域外における経済活動に対して多大な影響をおよぼしたとの大きな教訓を得た。

このため、町は早期に町域における流通機能の回復を図ることにより、被災者の経済的な安定確保と、地域経済の早期復興に向けた対応に努める。

第1. 生活関連物資対策

町は、災害後においてただちに県や関係機関と相互連携を図りつつ、次のような生活関連物資の安定供給対策について、その実施に努める。

1. 商品の確保

県および町は、生活必需品をはじめとして各種商品の在庫量と必要量を災害後の早期に把握し、不足する量については国、他の都道府県並びに企業等と協議しつつ、すみやかに必要量を市場に流通させる。

2. 消費者情報の提供

県および町は、被災者に対して生活必需品等の在庫量や適正な価格さらに販売場所等の必要な消費者関連情報を遅滞なく提供し、また広報していくことで消費者の利益を確保するとともに、消費者の災害後の不安心理により起こるパニックやデマ・風評を防止する。

3. 各種市場・取引所等の再開

- (1) 関係機関は、各種市場や取引所等がすみやかに営業活動や取引事業を再開できるよう相互に連携するよう努めるとともに、町は、これらの施設、設備について早期の復旧を図るよう助言または協力する。
- (2) 各鉄道、道路並びに港湾等管理者は、すみやかに自らが管理する施設の復旧作業を行い、物流機能を確保するように努める。

第5章 復興計画

【体制】

計画項目	主な担当課など	支援課など
第1 復興計画	☐ 総務課危機管理室	☐ 全課

～基本方針～

東日本大震災は東日本地域に甚大な被災跡を残し、復興庁をはじめとする国や都道府県が全力を挙げ、地域とともに復興を推進している。このような大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、地域再建は都市構造そのものの大規模な改変、産業基盤の再構築等を要するような大規模な事業となる。また、復興事業は、関係機関や事業主体が多数関わる高度で複雑な事業として展開されることとなる。

町、県および国等の関係機関は、常に緊密な連携を図りつつ、被災地への支援体制を強固にして、再度災害の防止や、より快適な地域の生活環境の向上を目指し、住民の安全・安心と環境保全、高齢者、障がいのある人、女性等の意見にも配慮した災害に強い「防災まちづくり」に向けた社会資本整備を推進していく必要がある。

なお、町は復興のため、市街地の整備改善が必要な場合などについては、被災市街地復興特別措置法等の支援法制度を積極活用することで、合理的かつ健全な市街地の形成と都市の復興と都市機能の更新を図るように努める。

第1項 復興計画

第1. 復興計画作成の体制づくり

町は、復旧後の早い段階で、災害に強いまちづくり等を目指して、より計画的な復興策を検討および具現化していくため、中・長期的なまちづくりの視点に立った復興計画を作成する。そのため、町は、復興計画の迅速かつ的確な作成とその遂行のため、復興推進の体制整備（町と県および関係機関との連携、国との連携）を積極的に図るものとする。

第2. 復興に対する合意形成

町は、復興計画の作成に当たり、新たなまちづくりの展望、計画決定までの経緯や手続き、事業スケジュール並びに被災者側に立った種々の選択肢、施策情報等について多角的に検討したうえで住民に情報提供を行い、早急な生活再建や地域復興の観点から、防災まちづくりの方向性ほかについてすみやかに住民との合意や支援を得るよう努める。

第3. 復興計画の推進

復興事業は、多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模な事業となり、実施期間も中長期におよぶ。また、災害後の地域や住民自身の混乱等もあり、事業計画や展開について賛否両論が発生し、事業展開自体が大きく遅延するケースも多々発生する。このことから、町は社会情勢の変化はもとより地域並びに住民のニーズの変化、科学技術の進展等の復興事業をとりまく状況の変化を考慮しつつ、可及的すみやかに事業計画を策定し、地域の将来像を見据えた復興計画を策定し推進する。

なお、復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮するものとする。

また、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、町村は関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。